

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 21 日

各都道府県水道行政担当部局担当者 殿

厚生労働省健康局水道課

原子力発電所の被災に伴う水道水中の放射性物質のモニタリング調査結果
提供について（依頼）

3 月 18 日付け、文部科学省から「福島第一、第二原子力発電所の緊急時における全国的モニタリングの強化について」が公表され、全国における水道水の放射能水準調査が実施されているところですが、都道府県内でこれとは別に水道水の放射能水準調査を行っている場合、以下に基づき本職に情報提供願います。

記

1. 情報提供をお願いする事項

文部科学省における水道水の放射能水準調査とは別に、都道府県もしくは県内水道事業者等（水道事業者及び水道用水供給事業者。厚生労働大臣認可含む）で水道水の放射性ヨウ素（ ^{131}I ）もしくは放射性セシウム（ ^{134}CS 、 ^{137}CS ）を測定している場合、以下の情報を提供願います。

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1) 測定主体 | 5) 原水の種類 |
| 2) 水道事業者名 | 6) 試料採取日時 |
| 3) 浄水場等名称 | 7) 測定結果 (Bq/kg) |
| 4) 試料採取場所 (住所) | 8) 公表 (予定) 日時 |

2. 提供時期

原子力安全委員会が定めた飲食物制限に関する指標値（放射性ヨウ素 300Bq/kg、放射性セシウム 200Bq/kg）を超える値が測定された場合は速やかに、その他の場合は一日毎に検査結果が整理できた段階で速やかに情報提供をお願いします（既に測定を開始している都道府県においては、最初の情報提供時にそれ以前の測定結果も合わせて報告願います。）。

なお、測定結果を都道府県にて公表される場合は、特に迅速な情報共有ができるよう提供時期に配慮願います。

3. 提供方法

別紙にとりまとめのうえ、下記送信先宛メールで報告願います。なお、報告事項を充足する独自の様式がある場合は別紙による必要はありません。

送信先（担当者）

厚生労働省水道課

水道水質管理室

TEL：03-5253-1111（4032）

FAX：03-3503-7963

E-mail: suidougijutsu@mhlw.go.jp

(別紙)

[illegible]

- ・定期報告は過去の報告に追加する形式で行うこと。
・採取及び公表の時間は、明白になった時点でよいので、可能な限りで記載すること。